

第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

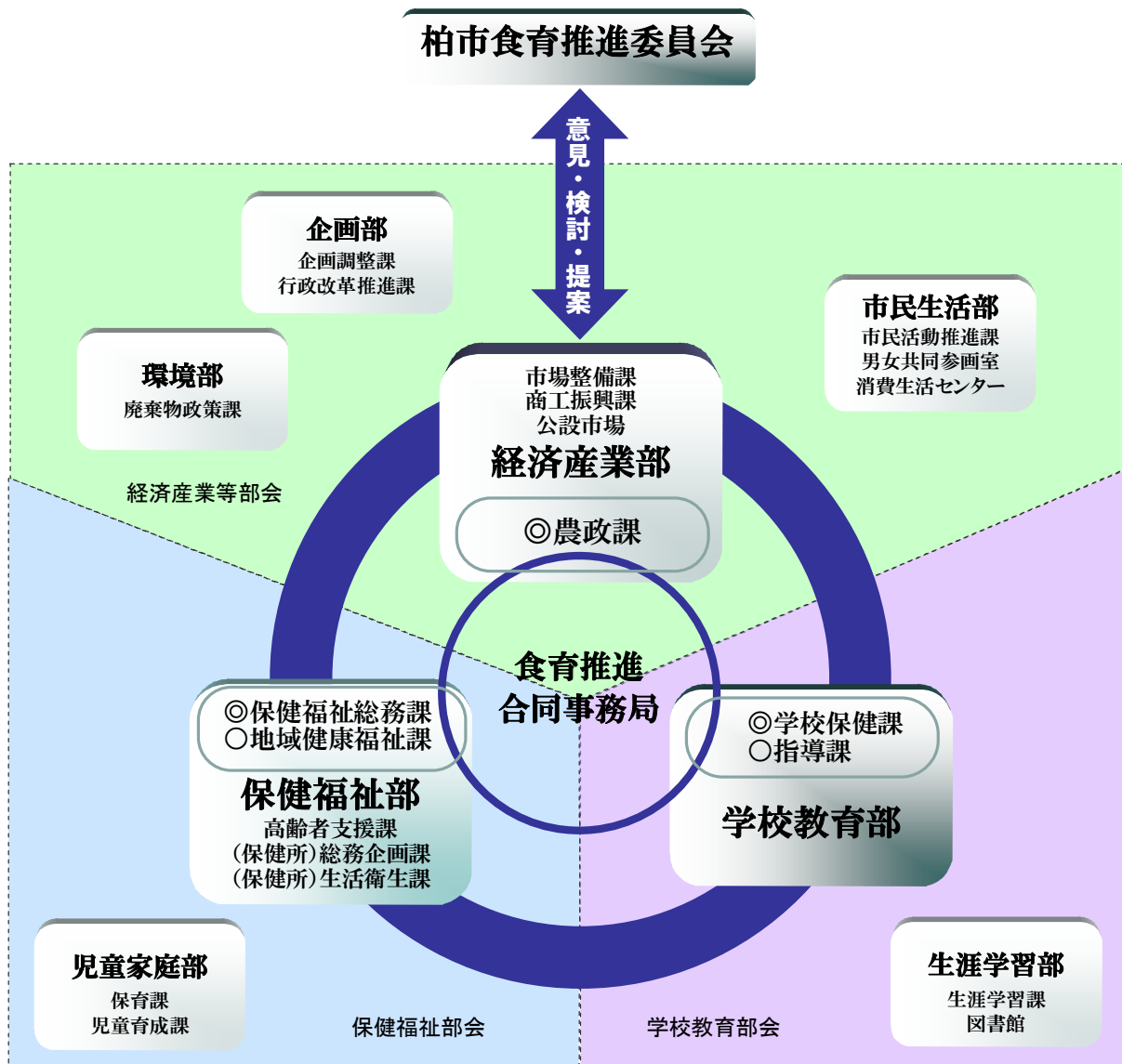
1 推進体制

(1) 柏市食育推進委員会

柏市の食育における推進体制と計画的・総合的な推進について広く意見を求める場として「柏市食育推進委員会」に計画の進行や達成状況について報告し、適宜点検・評価を行います。

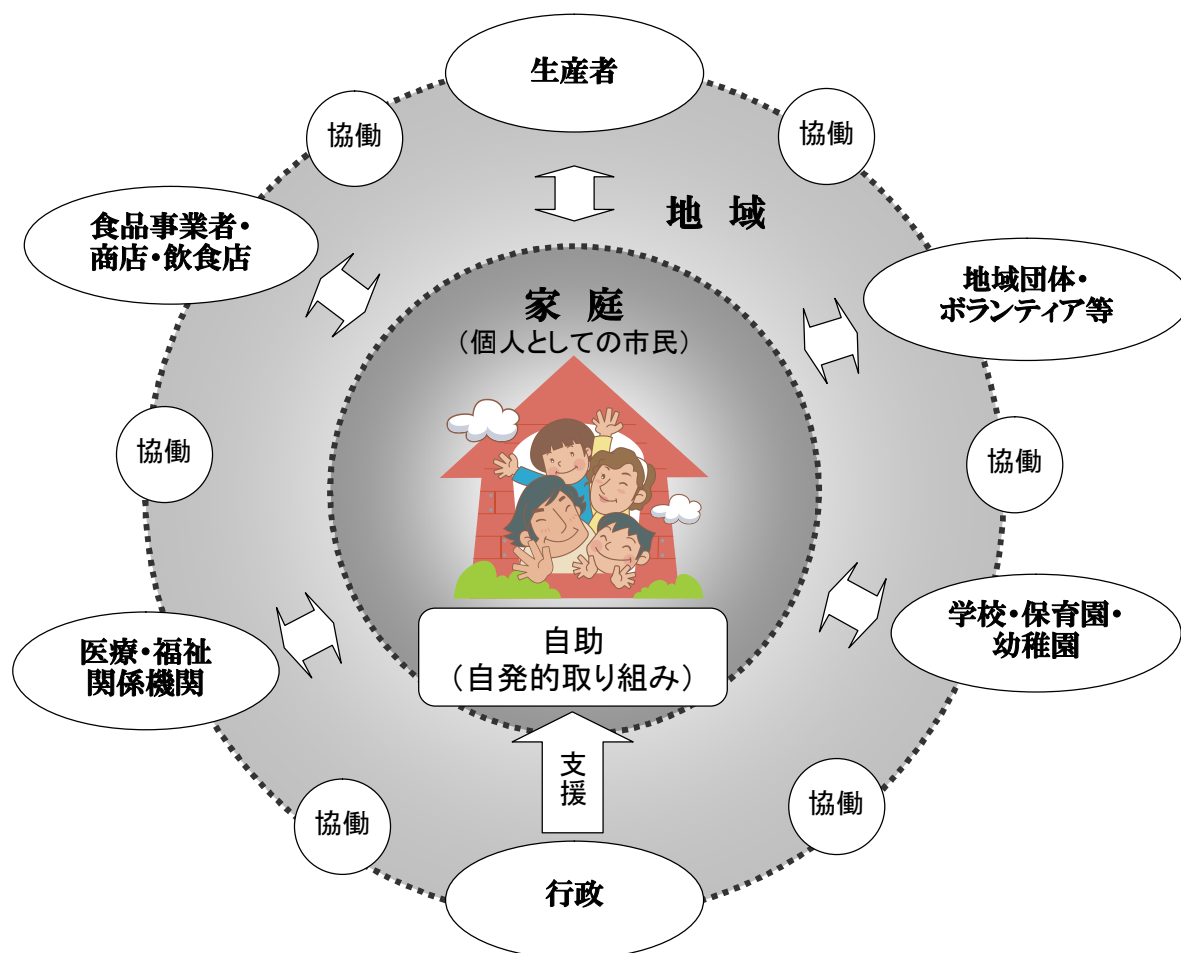
(2) 柏市食育推進合同事務局

食育推進事業の庁内体制としては、保健福祉部・学校教育部・経済産業部の主要三部体制を基本とし、より具体的な事務事業にあたっては、各部事務局を設置し、推進していきます。



2 それぞれの役割

従来から教育、保育、農業、食品関連事業者等の関係者やその団体、消費者団体やボランティアなど、さまざま主体によってそれぞれの立場で取り組まれてきましたが、この計画のもと、さらに効果的、総合的に食育を推進していくため、それぞれ主体ごとの役割を次のように掲げ、互いが協働して取り組んでいくものとします。



	役割や位置づけ	今後期待される役割(行動)
(1) 家庭 ・ 市民	○家庭は、家族の健康管理や、食をはじめとする正しい生活習慣の確立、食に関する感謝の気持ちを育てるなど、食の大切さを学び、食育を実践する最も基本となる場所	①規則正しい生活のリズムや食に対する感謝の気持ちを育てる。 ・食に関する情報の収集と講座への積極的参加 ・一日三食など規則正しい生活習慣を身につける ②家族で楽しみながら望ましい食習慣や知識を身に付けるよう取り組む。 ・家族と一緒に食事を摂る機会づくりに努める ・食事のマナーや食への感謝の心を育成 ③食に関心をもち、自ら進んで農業体験や料理づくりを楽しむとともに、食文化の伝承に取り組む。 ・家族みんなで料理や後片付けに取り組む ・市民農園や体験農園など農業体験へ参加する ・地域の食材を活用した、「旬」の意味合いや郷土への親しみを高めるような食事を心がける ・“我が家の味”や伝統料理、行事食などの食文化を次世代へ継承 ・日本型食生活への見直し
(2) 学校 ・ 保育園 ・ 幼稚園	○学校・保育園・幼稚園は、子どもの健全な育成に影響を与える重要な場所	①食育に対する指導体制や指導内容を充実するとともに、園の給食や学校給食を通して望ましい食習慣の形成や食に対する理解を深める。 ②食育に係る研修機会や情報提供等を通じ、家庭や地域における食育の支援を行う。 ・学校栄養士など、食育推進の上でそれぞれがもつ専門性や情報蓄積を十分に活かし、研究授業や地域と連携した料理実践等
(3) 職場 ・ ボランティア、地域組織等	○地域や職場での健康への関心と行動変容を促す啓発の場 ○食を通じ、さまざまな人の交流や地域の活性化を促す役割	①地域での健康づくり運動、食育推進運動に係るボランティア活動を実践・育成する。 ②職場健診の受診勧奨や、食育に関する普及啓発、望ましい食生活を促進する。 ③異年齢、異世代交流も含めた食を通じての交流機会づくりに取り組む。

	役割や位置づけ	今後期待される役割(行動)
(4) 医療・福祉 関係機関	○健康や食にかかわる専門性を活かし、適切な情報選択を行い、市民へ啓発をする役割	①市民への適切な栄養摂取，食生活に係る指導を充実する。 ②食生活を支える口腔機能の健康維持のため，歯を含めた口腔機能管理の助言、指導を行う。 ③高齢者や障害者などに対する健康づくりや食に関する指導を充実する。
(5) 生産者 ・ 農 協	○常に安全・安心を最優先にした豊富な食材の安定供給と，農業体験や農業生産現場等に関するPR等を通じた生産活動への理解の深化を図る役割	①地元食材のPR活動の推進，地元農産物市の開催などの販売ルートが多チャンネル化，トレーサビリティへの取り組み等，地元製品の安定供給に努める。 ・減農薬に対応した「ちばエコ農産物」認定への積極的取り組み ②市民農園や体験農園など，農業体験の機会を提供する。 ③農業等の生産現場に関する情報発信に取り組む。
(6) 食品事業者 ・ 飲食店 (加工・流通・小売・飲食店等)	○市民の食の安全性に対する関心の高まりに対応し，消費者に対する情報提供の場の提供や食品・メニューの提案	①店舗内や商品におけるカロリーなどの栄養成分表示・情報の厳格な管理表示やヘルシーメニューの提案・提供に取り組む。 ②地元産の農産物コーナーの設置や地元産の表示などへ取り組む。 ③地元食材を利用したオリジナルメニューやレシピの提案・提供に取り組む。 ④千葉県の「健康ちば協力店」，「ちばエコ農産物販売協力店」，「ちば食育サポート企業」へ積極的に加入する。 ⑤市民へ製造現場の見学機会を提供する。
(7) 行 政	○食育に関する情報提供により市民への啓発や食を通じた人づくり，健康づくり，地域づくりのために必要な総合調整等を担う役割	①食育に関する施策を計画し，家庭，学校・保育園・幼稚園，地域（各種団体・生産者・事業所など）などと連携し，庁内窓口を一元化した上で，食育に関する総合的な取り組みを推進する。 ②安全な食品生産・製造及び正確な食品表示情報に関する啓発・指導・監視の強化 ③市民や生産者などの主体的な取り組みに対し，積極的に側面的支援を行う。 ④市民へ食育に関する多様な情報提供に総合的に取り組む。